

平成26年度

青森県青少年健全育成審議会

日時：平成26年9月22日（月）

13：30～15：00

場所：青森国際ホテル 2F「春秋の間」

○司 会：ただ今から、平成26年度「青森県青少年健全育成審議会」を開会いたします。
それでは、佐々木副知事から御挨拶を申し上げます。

○佐々木副知事：皆様こんにちは。私は、県の副知事を務めております、佐々木でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

先ずもって、本日 委員の皆様方には、大変お忙しい中御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

皆様方には常日頃から青少年行政をはじめ、県政全般にわたりまして格別の御理解そして御協力をいただきまして、心から感謝申し上げます。またこの度の当審議会委員御就任を快くお引き受けくださりまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、近年の青少年を取り巻く環境は、社会経済環境の急速な変化、これを背景といたしまして、大きく事態が推移しております。いじめ問題をはじめ、子どもの虐待や、子どもが被害者となる事件の発生、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある有害な情報の氾濫など、様々な問題が顕在化してございます。

また、ニート、ひきこもり、不登校など、子ども・若者の抱える問題が多様化かつ深刻化しており、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者への支援のあり方が大きな課題となっております。

県では、こうした状況を踏まえまして、本県の子ども・若者の成長と自立を、社会全体で支援していくための新たな基本方針として、本審議会における審議もいただきながら、昨年1月に「青森県子ども・若者育成支援推進計画」を策定いたしました。「あおもりの未来を切り開く『子ども・若者』を育むために」という基本理念のもと、各種施策を展開しているところでございます。

また、今年度からスタートした県の新たな基本計画「未来を変える挑戦」におきましても、「教育・人づくりの分野」を大きな柱の一つに位置付けまして、学校・家庭・地域が、まさに一体となった取組を推進しているところです。

今後とも、未来の青森県づくりの礎となります「人財」の育成、「人づくり」に徹底して取り組み、子ども若者がこれからの青森県を支える「人財」として成長していける環境づくりをより一層推進して参りたいと考えております。

本日は、青森県青少年健全育成条例の運用状況、また新たに本審議会に調査審議をお願いすることとなりました「いじめ防止対策推進法に基づく知事の再調査」に係る説明のほか、青少年健全育成に向けた各種施策の取組状況等について御説明申し上げます。

委員の皆様方には、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○司 会：委嘱状のほうは既にお送りしていますので、ここで9月11日付けで、審議会委員に委嘱されました委員の皆様を御紹介いたします。お配りしている委員名簿の順にお名前を読み上げますので、その場で、御起立いただければと思います。

青森県書店商業組合 三上定博委員。青森県屋外広告美術業協同組合理事 石岡通宏委員。青森県インターネットプロバイダ防犯連絡協議会 高松政彦委員。青森県連合青年団監事 川井委員は、本日欠席となっております。青森県青年国際交流機構 島谷千代子委員。公益社団法人八戸青年会議所 新田妃代委員。青森県小学校長会 吉崎由美子委員。青森県中学校長会 野呂知子委員。青森県高等学校長協会 櫛引洋一委員。青森県私立中学高等学校長協会 橋場保人委員。一般社団法人青森県子ども会育成連合会専門指導員 田中潔委員。青森県PTA連合会理事 佐藤江里子委員。青少年育成青森県民会議委員 山口なつえ委員。青森県更生保護女性連盟事務局員 今井百合子委員。青森県少年指導委員、青森県青少年健全育成推進員 桑田昭子委員。特定非営利活動法人はちのへ未来ネット代表理事 平間恵美委員。弘前大学教育学部教授 宮崎秀一委員。八戸学院大学学長補佐、ビジネス学部教授 石橋修委員。青森大学社会学部教授 船木昭夫委員。県立つくしが丘病院副委員長 栗林理人委員。青森県弁護士会 田村良委員。青森県臨床心理士会 高橋育子委員。公募委員であります、青森市の鎌田和子委員。六ヶ所村の松本とし委員。以上24名の方に委員に御就任いただいております。

続いて、議事に入りたいと思います。

なお、本日御出席の委員数は今御紹介した24名中23名となっており、定足数に達しておりますので、審議会は成立していることを御報告いたします。

最初の議題は、「会長及び副会長の選任」でございます。今日お手元に附属機関条例の抜粋をお配りしておりますけれども、条例の第4条及び裏面の別表1のとおり、会長、副会長につきましては、委員の互選によって決定することとなっております。会長及び副会長について、どなたか御推薦はございませんでしょうか。

石岡委員お願いします。

○石岡委員：はい。会長に宮崎先生、副会長に石橋先生。このようにお願いしたいと思うんですけど、推薦いたします。

○司 会：ありがとうございます。引き続き会長に宮崎委員、副会長に石橋委員という御推薦がありましたけれども、皆様いかがでしょうか。

○委 員： ～拍手～

○司 会：御異議がないようですので、当審議会の会長は宮崎委員、副会長は石橋委員に決定いたしました。

それでは、宮崎会長と石橋副会長から、その場で一言御挨拶をお願いいたします。

○宮崎会長：宮崎でございます。引き続き本審議会に、また会長にということで、非常に重く受け止めさせていただきまして、継続して参りたいと思います。皆様方何らかの係わりでお世話になっている方が、ほとんどだと思っております。引き続き御協力のほど、よろしくお願いいたします。

○石橋委員：引き続き、副会長という立場で、皆さんと共に頑張っていきたいと思っております。石橋です。ユニセフのほうでも、今子どもに優しい街づくりということで、各地域においても、子どもの権利保障のためのいろんな動きっていうものが、出てきておりますけれども、そういう国際的な流れ、そして、地域のニーズも踏まえながら、職責を全うしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○司 会：どうもありがとうございました。

なお、佐々木副知事は次の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

○佐々木副知事：それでは、宮崎会長、そして石橋副会長様はじめ、委員の皆様方どうぞよろしく願いいいたします。失礼します。

○司 会：それでは、ここからの議事進行は、宮崎会長にお願いしたいと存じます。恐れ入りますが、宮崎会長には議長席のほうへ移動をお願いいたします。

それでは、宮崎会長、よろしく願いいいたします。

○議長（宮崎会長）：改めまして、よろしく願いいいたします。

今日は、この後、案件が4つほど（2）から（5）までございます。どうぞ審議進行につきまして、よろしく御協力願いいいたします。

それでは、議事を進めたいと思いますが、本審議会「青少年健全育成審議会」の役割としては、青森県青少年健全育成条例の規定によりその権限に属せられた事項の審議がございます。いわゆる有害図書等に係わる審議などを含むものがございます。それから、もう1つは、新たに「いじめ防止対策推進法」が成立いたしまして、それに伴う再調査に関する事項についての審議というものがございます。これらの審議を担当する部会が本審議会の下にございまして、1つが図書類等部会、もう1つが、いじめ調査部会が設けられてございます。

まずは、先立ちましてこの2つの部会の担当事務の内容と青森県青少年健全育成条例の運用状況について、それから（3）として、いじめ防止対策推進法に基づく、本県の対応について、この2点を事務局から、御説明いただきたいと思います。それでは、事務局願いいいたします。

○事務局：事務局の小川でございます。どうぞよろしく願いいいたします。座って説明させていただきます。皆様に配布しております、まず資料1「青森県青少年健全育成条例の運用状況について」という資料をご覧になっていただきたいと思います。

その2番目、青少年健全育成審議会のところでございますけれども、昭和55年に青少年の健全な育成に関する調査審議を行うために、当審議会が設置されております。この審議会には、青森県青少年健全育成条例の規定により、その権限に属された事項を調査審議するための「図書類等部会」を置くこととし、この図書類等部会では、有害図書類等の指定、優良書籍等の推奨、そして青少年育成関係者等の表彰について、知事の諮問を受けまして、調査審議そして答申を行っているところでございます。そして、今年8月に新しく「いじめ防止対策推進法」に基づく、知事の再調査に係る調査審議を担当します「いじめ調査部会」を新たに審議会に設置してございます。この資料では特に「図書類部会等」について御説明いたします。

3の有害図書類の指定状況でございますが、条例に基づきまして、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類を審議会の答申を受け、有害指定しており、その状況については、下の表のとおりになっております。平成25年度は全部で24冊の雑誌、図書類を諮問しまして全て有害指定しております。

そして4番目の優良書籍、映画及び団体の行う活動の推奨状況でございますが、これも条例に基づきまして、青少年の健全な育成に特に有益であると認められる書籍、映画及び団体の行う活動を審議会の答申を受けて推奨しております。平成25年度は、優良書籍が3冊、優良映画が1本、団体のほうはございませんでしたが、こういう形で答申を受け、推奨しております。

次に1枚めくっていただきまして、5番目の条例に基づく表彰状況でございますが、条例に基づきまして、青少年の健全な育成のために積極的に活動し、その功績が特に顕著であると認められるもの又は青少年自身、そして青少年団体でその活動等が他の模範となると認められるものに対しまして知事表彰を行っております。これにつきましても部会のほうに諮問いたしまして、検討していただき答申していただいたうえで、表彰を行っております。平成26年度は、個人が6人、団体が1団体ということで、表彰を行っております。

6番等は参考になりますので、後でお時間があるときにお読みになっていただければと思っております。

次にもう1つの、資料2を御覧になっていただきたいと思っております。「いじめ防止対策推進法」への本県の対応（概要）という資料でございます。昨年の9月に「いじめ防止対策推進法」が施行されました。この法律は、一言で言いますと、保護者、学校、そして学校の設置者、自治体、国がいじめの防止に関しまして、それぞれ役割を分担しまして、且つ連携し、いじめを防止し無くしましょうという法律でございます。この法律に基づいた県の対応でございます。この表へいきますと、この下が3つの流れになっております。1番左が知事部局となっておりますが、この流れが、対象となる学校に分かれておりまして、この1番左側が私立学校の流れになっております。そして真ん中が県教育委員会となっておりますが、これは、県立学校、県の高校ですね。県立とそれと特別支援学校の対応の流れになっております。そして1番右側が市町村ということで、公立の小・中学校ということでこのような流れになっております。

この法律に基づく対応でございますけれども、まず、地方公共団体のところですが、私立学校そして県立学校のところが、県の管轄になっておりますので、まず、この法律に基づきまして、今年6月に「青森県いじめ防止基本方針」というのを策定しております。下の「青森県いじめ問題対策連絡協議会」とございますけれども、これはいじめ防止のために関係機関、例えば下に書いておりますけれども、子どもの人権に関する法務局、または非行に関する警察、それから市町村の教育委員会などが集まりまして、それぞれが情報を提供し、連携するための協議会を設置しております。そしてその下の、「学校」というところになりますけれども、私立学校、県立学校、それぞれ各学校がこの法律に基づきまして、基本方針を作成することになっております。そして、それぞれの学校がその下にありますが、いじめ防止等の対策のための組織ということで、今までいじめ等に先生等が一人で対応するとか、そういう場合もありましたので、いじめに関しては、防止も含めて組織で対応するというので、そういう各学校に組織、対応のための組織を設けることということになっております。その組織が先ほどの各学校の基本方針に基づいたいじめ対応の計画でありますとか、いじめの相談を受けますとか、また、いじめがあった場合は、この組織で対応するということになっております。

そしてその下の、「重大事態」というところでございますが、各学校におきまして、この重大事態が発生した場合の対応が書かれております。この法律における重大事態とは2点ございます。1点目が、いじめにより児童生徒の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。そして2点目が、いじめにより児童生徒が相当な期間学校を欠席することを、余儀なくされている疑いがあると認められるとき、このような時にはいじめによる重大事態ということで、各学校又は設置者がそれぞれ、どちらかがそれぞれに調査機関を設置します。公正で公立な調査期間を必ず設置するということになっております。そこでこの重大事態の事案等を調査します。これがまず1回目の調査ということになります。この調査は、調査が終わりました後、県立学校であれば知事に報告することになっております。そして知事が必要と判断した場合は、再調査をすることになっております。そしてこの1番下のほうになりますけれども、知事附属機関等による再調査ということで、私立と県立学校にそれぞれありますが、この2つを調査するのがこの当審議会にあります「いじめ調査部会」ということになっております。

す。県立学校、県教育委員会のほうだけなんですけれども、その再調査につきましては、知事は議会へ報告するとなっております。この規定は県立学校等だけで私立のほうはそういう規定はございません。このような流れでいじめ対策推進法におけます「いじめ再調査」というのを実施する予定になっております。簡単でございますけれども以上でございます。

○議長：はい。ありがとうございました。条例の運用状況、健全育成条例の運用状況についてと、それから、この度、いじめ防止対策推進法で設置することになりました本県の中での対応ということと、2点御説明いただきました。前者は従来からあった組織な訳ですけれども、あとのほうは、今度新たに設けられたものということになります。

ここで何か、委員の皆様方のほうから御質問ございましたら、お出しただければと思います。いかがでしょうか。

私のほうから1つ、今説明聴きながら思ったんですが、公立のほうは市町村ということで、義務教育学校中心だと思うんですが、十和田の三本木の中学校は確か県立になっていますよね。あれは県のほうに入るのでしょうか。

○事務局：はい。県立学校は県の管轄になります。

○議長：ということですよ。はい分かりました。

何か皆さんからございませんでしょうか。こういう二重の形でいじめ防止対策をしていくということで、重大な事案が生じた場合はということで、本審議会の中の部会が可能性としては、関わってくるというような御説明だったかと思いますが、何かございませんか。よろしいでしょうか。後ほど、もしございましたら、お出してください。

それではこの2つの、今の御説明と関わって「図書類等部会」それから「いじめ調査部会」のこの2つの部会の部会委員については、会長が指名することになってございます。「図書類等部会」のほうは12名以内、それから「いじめ調査部会」は9名以内ということになってございます。私のほうから恐縮ですが、指名させていただきます。

はじめに「図書類等部会」のほうから指名いたします。三上委員、石岡委員、高松委員、新田委員、吉崎委員、田中委員、山口委員、今井委員、桑田委員、平間委員、石橋委員、鎌田委員以上12名の皆様をお願いいたします。

次に、「いじめ調査部会」のほうです。佐藤委員、石橋委員、船木委員、栗林委員、田村委員、高橋委員、そして私宮崎の7名とさせていただきます。以上各部会の委員の皆様には、御協力をお願いいたします。なお、その部会の中での部会長については、各部会の中で互選により決定することになっておりますので、後ほど、それぞれの部会の中でよろしくをお願いいたします。

それでは、5番目の案件に入りたいと思います。5番目として、「青森県子ども・若者育成支援推進計画」についてということになってございます。平成25年の1月に策定されました「青森県子ども・若者育成推進計画」、これは、先ほど紹介があった冊子になると思いますが、この計画の進行管理にあたっては、本審議会の意見や提言を施策に反映させていくということになってございます。今回、委員の改選がございましたので、計画の概要を含めて本計画の取組の状況につきまして、事務局から御説明をいただきたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

○事務局：青少年・男女共同参画課の三浦と申します。よろしくをお願いいたします。

こちらにつきましては、私のほうから御説明をさせていただきます。失礼して座って説明させていた

だきます。

まず、資料の3-1をご覧ください。この3-1によりまして、「子ども・若者育成支援推進計画」の概要を御説明したいと思います。まず最初に1でございますが、計画の概要ということで、1の下の1のところに「計画策定の主旨」について記載をしております。副知事の挨拶のほうにもありましたけれども、子ども・若者を取り巻く環境がいろいろと変化してきておりまして、ニート・ひきこもり・不登校等、そのような子ども・若者の増加など、様々な問題が顕在化してきております。こういうことを踏まえまして、国におきましては、平成22年の4月に子ども・若者育成支援のための枠組みを整備すると、また社会生活を営む上で困難を有する子どもや若者を支援するためのネットワークを整備すると、そういうことを目的に、「子ども・若者育成支援推進法」これを施行しております。

また、同じくこの法に基づきまして、「子ども・若者ビジョン」というものを策定しております。このような状況を踏まえまして、本県におきましても、子ども・若者の成長と自立を支援していく社会作りを目指しまして、関係機関と県民が一体となって取り組んでいくための指針ということで、「青森県子ども・若者育成支援推進計画」を策定しております。

その下に「計画の位置付け」を記載しておりますけれども、この計画につきましては、子ども・若者育成支援推進法に規定されました「県の子ども・若者計画」という位置付けでございます。また、併せて子ども・若者の育成支援に関する本県の施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画というふうな位置付けになってございます。

「計画期間」は、平成25年度から29年度までの5年間となっております。

また、「計画の対象」は、この下に図で表示をしておりますけれども、基本的には0歳から30歳未満。施策によりましては、40歳未満の方も対象ということになっております。次の頁を御覧ください。次の頁に計画の基本理念と体系が記載しております。

「基本理念」は、～あおもりの未来を切り拓く「子ども・若者」を育むために～ということございまして、その下に3つの基本目標を付けまして、またそれに更に重点目標を11ぶら下げるというふうな形で構成しております。一番下のほうに「計画の推進体制」ということで、記載しておりますけれども、計画を作った以降もこれに取り組んでいくために、庁内におきましては、青森県青少年行政連絡会議というものがございまして、この中で全庁的に計画を推進したり、進行管理しております。また、当審議会青森県青少年健全育成審議会におきまして、進行管理をしていただくということになってございます。

次の頁をご覧ください。3番のところに「モニタリング指標」ということで記載しております。こちらにつきましては、後で資料の3-3のほうで、内容を御説明いたしますが、これらの施策の取組状況を把握して確認していくための目安ということで、重点目標ごとにモニタリングのための指標を設定しております。で、またその下に「参考」ということで、「計画の策定の経過」について表の形で記載しております。

次の頁をご覧ください。「子ども・若者育成支援推進事業」について、御説明をしております。ただ今県で取り組んでおります様々な取組について、ちょっと御説明をさせていただきたいと思っております。この計画に基づきまして、困難を有する子ども・若者やその家族に対する総合的な支援を進めていくために、県としまして「子ども・若者支援地域協議会」、具体的にはこの1のところにあります、「青森県子供・若者支援ネットワーク協議会」という名前で協議会を設置しております。それを進めながら、併せて県民の皆様に対する普及啓発に重点をおいて、運営を行っております。1番にありますこの「ネットワーク協議会」これにつきましては、この表にございますように、31の機関で構成をされております。今年4月に1回開催しております。どのようなことをやっているかと申しますと、次の頁になりますが、

5頁の上のほうになりますが、「協議会の所掌事務」ということで、①から④まで記載をしております。この各機関が、このネットワーク協議会の場を利用して、それぞれに情報交換や情報共有を行う、またその中で、相互に連携や協力をしていく、何か課題があればこの協議会の中でお話をして、それぞれ内容を共有していくということでございます。また調査研究や情報発信につきましても、この協議会の中で、検討していただくことになっております。ただこの協議会が非常に31という多数の機関の方に入っているということもありまして、特に検討作業を集中的に行うために、ワーキンググループというのもこの中に設けております。

次に2番のところでございますが、子ども・若者支援に係る「公開講座」の開催ということで、それぞれの支援機関の皆様の対応能力の向上を図るということと、また、県民や支援機関の職員の皆さん、また行政職員が情報共有をしまして、今後の連携を深めていくということを目的に、公開講座というものを開催しております。昨年度は青森市で2回やっております、今年も第1回をつい先週であります、9月19日に「若者就労支援」というタイトルで、講師の方をお招きしてやっております。

次に3番であります、「子ども・若者総合案内」というものを設置しております。これは、困難を有しているけれども、いろんな機関があるので、どこに相談したらいいか分からないというふうな方々のために、適切な相談機関を紹介したり、御案内するための総合案内の（専用電話）これを当課のほうに設置しております。これは月曜から金曜まで、9時から17時で受付をしております。

次の頁をご覧ください。次の頁は、「あおり子ども・若者支援機関マップ」の紹介となっております。本日資料のほうで配布させて頂いておりますが、様々な相談窓口や専門機関を紹介するために、どのようなところで、どのような内容の相談を、例えば何時から受けているかとか、そういうものが分かるような形で、マップということで作成をしております。これを相談機関や市町村の窓口などを通じて、配布をしております。

次は5番といたしまして、支援機関向け「共通マニュアル」の作成、これにつきまして、今年度着手しているものでありますので、まだ現時点では形になっていないんですけども、それぞれの支援機関が連携していくために、お互いに知っておくべきこととか、連携の方法とか、そういうものを見える形にしたいということで、共通マニュアルを作成することにしております。

最後になりますが、6番に「子ども・若者育成支援推進フォーラム」の開催について、御紹介をしております。これは、広く今の子どもや若者が置かれた環境や実態などを、県民に御理解いただくと、で、またそのような子ども達の自立支援に向けた社会的気運の醸成を図るということを目的に、開催しているものであります。25年度は11月30日に、青森市で開催をしております。今年度も八戸市で開催したいということで、ただ今調整を行っているところでございます。

次に資料の3-2のほうをご覧くださいと思います。こちらのほうは、26年度に「子ども・若者育成支援推進計画」の関連事業を一覧で紹介をしております。詳しく御説明する時間がないので、後でゆっくりご覧いただければと思いますが、1枚めくっていただきますと、県の事業名が書いてございまして、その事業の内容について若干の説明があり、また予算額と、それからそれを担当している県の課の名前が記載されているというふうなことになっております。非常に沢山の事業をこの中で整理をしております。

それでは次に、先ほどちょっとお話いたしました「モニタリング指標」について、御説明をしたいと思っております。字が小さくて恐縮でございますが、A3の1枚の縦長の表がございます。こちらが資料の3-3となっております。これについて22でございますので、簡単に御説明をさせていただきたいと思っております。まず、この資料の作りでございますけれども、1番左に「基本目標」というものが、3つの「基本目標」がありまして、それにぶら下がる形で、「重点目標」が次の欄に記載してございます。その隣が「番号」でありまして、その隣が「取組の項目」、またその項目の内容、具体的な指標となる数字について

て次の段で説明をしております。その次の段からは、横に見ていただけるとよろしいかと思いますが「過去の数値」、それから計画策定時の25年1月の数値それから26年3月の数値、それから最新値26年9月の数値ということで、数字のほうはずらっと並ぶような形になっております。で、数字のところには色がついている欄がございますが、そこが今の最新の数値というふうなことで、色付けされているところでございます。

まず、「取組項目」の1でありますけれども、「豊かな心の育成」ということで、中身につきましては、「指標と内容」の欄に記載しておりますが、これは青少年の意識に関する調査。この中にある項目の数字を掲載しているものであります。この調査につきましては2年に1回の調査となっている関係上、計画策定時の25年1月の24年度にやった調査の結果、これが最新の数値となっております。

その下が2番であります。「健やかな体の育成」これについては「項目」といたしましては、「体格、体力、ライフスタイル調査」におきまして、全国平均を上回った学年数、これが指標となっております。1番新しい数値は、色が付いております。25年度の数字となっております、74項目となっております。

その下に3番といたしまして、「確かな学力の向上」これにつきましては、「全国学力・学習状況調査」におきまして、全国平均を上回った調査項目数これが指標となっております。これにつきましては、毎年度行われておきまして最新値の26年度のところが記載されておりますが、ここが8項目となっております。

次に4番の「勤労観・職業観の形成」これにつきましては、青少年の意識に関する調査。先ほどNo.1の項目のところで御紹介いたしました、その調査での回答内容、これが指標となっております、まだ26年度は調査してないので、24年度の76.4%というところが最新の数値となっております。

その下が5番の「就労支援の充実」となっております。これは①から③までございますが、それぞれ大学新卒者の内定率、高卒の就職内定率、また特別支援学校高等部の就職率ということで、3つの指標を設けております。で、1番新しい数値はこちらの最新値の26年3月末のところに記載されている数字となります。

次に6番の項目であります、「ニート・フリーターに対する就労支援の強化」、これについての指標は「若者サポートステーションにおける就職等進路決定者数」となっております。これはサポートステーションでの集計を基に記載しております。一番新しい数字が25年度の261人となっております。

その次が「若者の職場適応と定着化、正規雇用化の推進」となっております。①から③まであります、これにつきましては、①②はそれぞれ高卒・大卒者の3年以内の離職率③につきましては、中小企業における正社員登用制度の導入率を指標としております。一番新しい数字が25年3月末の①から③までの数字となっております。

その下に8番目といたしまして、「いじめへの対応」ということで、本県における「いじめの認知件数」これは文科省の調査に依るものですが、この数字が毎年度記載されておきまして、一番新しい数字が25年3月末の1,181件となっております。

その下が9番となりまして、「不登校対策・支援」であります。これは本県における「不登校の発生件数」これは文科省の調査結果となっております。25年の3月末が一番新しいものとなっております。

その下が10番となりまして、「暴力行為対策・支援」となっております。これは本県における「暴力行為の発生件数」ということで、同じく文科省調査で、これにつきましては一番新しい数字は25年3月末の431件となっております。

次に11番の「高等学校中途退学対策・支援」ということで、これにつきましては、本県の「高等学校中途退学者数」文科省の調査によるものです。一番新しい数字は25年3月末の515人となっております。

次に12番の「傷害のある子ども・若者への支援」、「特別支援学校高等部新卒者」の就職率、これにつきましては、指標のNo.5と同じでございます。

次に13番の「発達障害のある子ども・若者への支援」、これは県の発達障害者支援センター「ステップ」における相談件数をセンターで集計していただいたものです。一番新しい数字が26年3月末の656件となっております。

次にその下の14番「ひきこもりの子ども・若者への支援」こちらの指標は県の精神保健福祉センターにおける「思春期精神保健相談件数」となっております。一番新しい数字が26年3月末の111件となっております。

その下の15番であります。「非行・犯罪防止対策の充実」、これは県内の少年非行の状況でございます、①から③まででございます。一番新しい数字が25年の数字となっております。

その次に16番の「家庭の教育力向上のための支援の推進」、これは家庭教育に関する相談件数を県の総合社会教育センター、子ども家庭支援センター、児童相談所これらの件数をまとめて合計したものでございます。一番新しい数字が25年度の212人となっております。

その次に17番の「地域の教育力向上のための取組の推進」、これは県内の放課後児童クラブ等設置率を指標としております。一番新しい数字が25年度の90.5%となっております。

その次に18番の「地域の人材育成と活動支援の充実」、これは当課で実施しております「命を大切に
する心を育む県民運動推進会議」の会員数が指標となっております。一番新しい数字が26年3月末の1,414団体となっております。

その次に19番の「男女がともに子どもを育てる環境づくり」、これは本県の中小企業における男女の育児休業の取得率、こちらを指標としております。一番新しい数字が25年の12月末現在のものとなっております。

次に20番の「社会環境浄化対策の推進」、これは出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する犯罪被害に遭った少年数の推移」の本県の数値でございます。これは警察庁の集計となっております。一番新しい数字が25年の16人となっております。

次に21番の「子ども虐待防止と保護対策の推進」、これは児童相談所における「児童虐待相談対応件数」で県が集計したものとなっております、25年度の数値が一番新しいものとなっております。

最後に「子ども・若者の被害防止対策の推進」、これは県内における子どもを対象とした「声がけ事案の発生件数」で、県警本部のほうで集計しているものでありまして、一番新しい数字が25年の211人となっております。

以上長くなって申し訳ありませんが資料についての御説明をさせていただきました。

○議長：ありがとうございました。だいぶ今の御説明で、本県における子ども・若者健全育成に関する支援の具体像が見えてきたような気がします。何か皆様方の御専門或いは御経験、日頃の活動の視点から、確認したいこと或いは御意見等ございましたら、是非お出しください。指標などがだいぶ改善に向かっているものも少なくない。一方、まだまだというところもあったかと思えますけれども、いかがでしょうか。沢山なデータなもので、読み取るには時間的にもいつもそうですけれども、難しいところもあるかと思えますが、どうぞ。

○鎌田委員：資料1にありました、「有害図書」の指定状況ですが、実はこの資料を貰ったときに読んでみたときに、実はこの数字が割りと有害な図書はいくらでもあるんじゃないかという感じがしておりました。例えば、本屋さんに行ってもいい本よりも、悪い本っていうのは、見た目だけで分かるっていうくらい、あまり子どもには読ませたくないなっていうようなものも有るんですけども、この場合、青

少年の健全な育成を阻害する恐れのある図書類というのは具体的にどういった分野を指すのでしょうか。お願いします。

○議 長：お願いいたします。

○事務局：有害な図書と言うのは、いわゆる性描写とかあるのが全頁の3分の1以上あるものを指します。確実に3分の1以上あるものは、それは有害図書ということで県が決定し、書店のほうにお願いして、区分陳列していただいたり、子どもさんに売らないようにお願いしております。審議会の図書類等部会に諮問される図書は、大体微妙な3分の1となるかどうかというところを図書類等部会のほうで、見ていただいて判断していただいています。その冊数が24冊ということですので、それ以外の数は有害図書ということで指定させていただいております。

○鎌田委員：はい。もう一つお聞きしてよろしいでしょうか。県の施策の中では、この青少年男女共同参画課の事業の1つとして、命を大切にすることを育む事業が、大きく取り上げられているようですが、図書の中には、例えば、やたらと理由もなく人を殺すとか、なんと云いますか、残酷描写がやたらに多いとかそういった行為をあおるような本というのも少なくないように思いますけれども、そういったものは含まれませんか？

○事務局：現在、指定しているのは性描写に関するものだけです。

○鎌田委員：分かりました。ありがとうございます。

○議 長：今の鎌田委員さんからの御質問は、まず、有害図書の指定を本審議会の有害図書類等部会の審議で、指定を受けたらどうなるかっていう、今事務局から御説明がありましたけれども、それは一切販売ができないということなのか、それともそうではないという区分指定という、そのあたりも含めて指定を受けることの効果って言いますか、そのあたりお話しただければよろしいかと思っております。

○事務局：はい。いわゆる有害図書については、販売するのは自由というか、そういう権利があります。ただし、青少年に対しては「売ってはいけない。貸してはいけない。」ということで、お願いしております。販売店には、指定された本について、まずそれを成人向けとして区分陳列していただいて、そして青少年には売ってはいけないということでお願いする、そういう形で情報提供して依頼しているということになります。それでよろしいでしょうか。

○議 長：はい。つまりは、私達一般市民からすると、書店に行っても、まだ、いろんな問題ある図書が有るのではないかというふうには目には映る訳ですけども、それを締め出すという訳にはいかないということですね。その意味では若干これで良いのかなって部分がおありかと思うんですが、そういうことも含めて御意見いただければと思います。ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

この計画は県の「子ども・若者育成支援推進計画」ですが、国のレベルでも、さっきちょっと出てきましたが、「子ども・若者ビジョン」というかつて青少年健全育成大綱と呼んでいたものが、白書の中で示されていたものが、名称が変わったということで、国のものと各都道府県ものと比較してみると、割と面白い部分があるかなと個人的には思っておりました。こんな分厚くて重いものなんですが、今は

ネットで全部地方官庁のサイトから見るができるようです。基になる法律ができたということですね。これもごく最近のこのように、子ども・若者育成支援推進法という法律に基づいて御説明あったように、ニートとかフリーターとかひきこもりとかっていう対象者。これは、先ほどの図を見るように、上は40歳までが対象になっているという、そういう現状があるのだということかなというふうに思います。

皆様方普段活動されていること、或いは日頃感じていらっしゃることで何か今の事務局の御説明に照らして何かございませんでしょうか。田中委員どうぞ。

○田中委員：最初のいじめ防止対策について、資料の2で説明受けたときに、重大事態というのは生命に危機がある場合と不登校というふうにお聴きしたんですが、その不登校ですが、例えば具体的に期間が何日以上あった場合とか、その辺の具体的なものがあるのかどうか。それから、不登校でも例えばいじめなのか、他の何か理由があるのかどうかというのは、分からない場合が多いのではないかと私は思うんですが、その辺の見極めっていうんですか、それが調査に入るといのはどの辺から、どういうふうに入って行くんでしょうか。

○議 長：お願いします。

○事務局：はい。まず、1点目の不登校の日数関係でございますけれども、一応の目安としては県の方針のほうでは30日を目安にするということをおっしゃっております。ただ全て事案によって、期間ってというのは考慮して短いからダメッというのではなく、長いから該当するって訳でもないと思いますけれども、一応の目安は30日ということがおっしゃっております。あと2点目のどの時点で調査に入るという事ですが、まずそれが、学校側でこれが重大事態と判断した場合。又は、保護者ないしはいじめられるとされる児童生徒さんからいじめによって、こうなってますという訴えがあればこれは重大事態として調査しなさいってというような形になっております。そういう形で調査が動きます。

○議 長：はい。よろしいでしょうか。他にございませんでしょうか。

遡って(2)から(3)(4)(5)と通してでも結構です。よろしいでしょうか。それでは議事としては、一旦これで閉じまして、5番目、意見交換ということで、今日は初回の会議でもありますので、委員の皆様方の先ほど紹介はありましたけれども、それぞれの御専門や日頃の活動、お立場から、一言ずつ時間にして1、2分程度で御意見を含めて言っていただければと思いますが、よろしいでしょうか。時間ございますので、三上委員からお願いします。

○三上委員：青森県書店商業組合の三上です。青少年にできれば見せたくないものは見せないという、そういうスタンスで本のほうも選定していただければと思います。また逆に、推薦したい本、そちらのほうもやっぱり積極的にやって行きたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○石岡委員：青森県屋外広告美術業協同組合理事の石岡です。私は一般的にいう看板屋のせがれで生まれて来たんですけれども、兄が引き継いで、兄が急死して、それから帰ってきて、もう20年やっていますけれども、半分、20年サラリーマンやって20年こういう自営業やって、その立場で子ども達を見れば、だいぶ考え方とか変わってきていますので、環境によるものがすごく大きいのかなと思いますので、良いお手本見せるのと、子ども達が良くなるように考えていろいろ意見を述べたいと思います。よろしくお願いたします。

○高松委員：インターネットプロバイダ防犯連絡協議会の高松です。今回始めて参加させていただきます。よろしくお願いいたします。私、インターネットプロバイダってことで、コンピュータ関係、今で言えばIT関連という仕事のほうをさせてもらっているんですが、仕事を始めた当初というのは、パソコンは出始めたころで、30年も前なんですけれども、そのころは開発のほうを主に担当していました、ここ4年位前からインターネットプロバイダとクラウド関連というような事業を担当させてもらっております。私どものほうで、青少年の健全育成のほうに何か関連した取組をしているかと言いますと、県警のほうで行っております、サイバー犯罪対策室というところでインターネットのほうのサイバーパトロールモニターというものをやっております、こちらのほうに参加しております。これは何かと言いますと、インターネットとかで有害なサイトであるとか、そういったものを発見した場合に報告をするというふうな活動を行っておりますので、こういった取組は対策になるのかなとは思っておりますけれども、今後参加させていただきますので、ITという視点のほうからこういった取組ができるかというところを考えてやって行きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○島谷委員：皆さんこんにちは、青森県青年国際交流機構の島谷と申します。よろしくお願いいたします。普段は放送局でラジオの製作の仕事をしております。私どもの青森県青年国際交流機構では、昨年、そして一昨年と東南アジアの青年の皆さんをお招きしまして、ホームステイ事業などをさせていただいております。私は現在放送局で、メディアリテラシーの取組などもさせていただきながら、放送局で仕事をさせていただいているんですけども、プライベートは未就学児の子どもも居まして、母という仕事と、それからこのような皆さんと関わりあいながら、一つ一つ勉強させていただきながら、関わっていただけらと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○新田委員：八戸から来ました八戸青年会議所に所属している新田妃代と申します。私は青年会議所で地域の事業を子ども達と関わってイベントをするんですけども、その際に子ども達がすごいやる気を出したり、いきいきした目をするのを見るのがすごく好きで、私自身は子どもはいないので、その分、地域の子どもの見守っていきいたいと思っております。有害図書で青少年に良くない物はきちんと判別して、良いほうは逆にどんどん推進していけるように、お役に立ちたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○吉崎委員：吉崎と申します。小学校の現場から一言お伝えしたいと思っております。今、いじめの防止、生徒指導、不登校問題に関しては、どの学校も体制が整いつつありまして、意識がととも深められているかと思っております。私は図書部に属しておりますけれども、いつも感心しているのは、事務局の資料の整理。たいへん頭が下がる思いです。学校の現場の者として、有害図書等の見極めをやって行きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○野呂委員：中学校長会から来ました、弘前市立第三中学校の野呂と申します。よろしくお願いいたします。まず、弘前では、子どもの笑顔を広げる市民条例ということで、いじめや虐待のない街づくりということで、今年度は小・中学校、いじめ対策委員会というものを立ち上げて、全部の学校でいじめ対策に取り組んでおります。本校でも委員会を作って、もう一回春に定例総会を学校側、それから児童相談所とか、それから医療関係とかいろんなところに委員のほうをお願いしまして、何かあったらすぐ集まると、委員会を開くというようなことで進めております。また、3日休むと学校が動きますので、子ども達の状態を把握できるということで、PTAのほうと、それから学校、地域のほうを連携しまして

行っておりますが、今現在私が中学校で課題だなと思うのは、特別支援の生徒のほかに発達障害の子ども達が、不登校気味になることが多いということです。学校の授業についていけなかったり、それから、母子家庭関係でお母さんが仕事に忙しい、学校に来られないというような子ども達を学校がどう繋いで行くかということでは、地域のほうや、それから関係機関のほうにお願いしながら、一緒になって今進めております。よろしく申し上げます。

○櫛引委員：県の高等学校長協会、生徒指導委員会の副委員長、それから、高教研の生徒指導部会の副部会長を務めております。現在板柳高校の校長をしており、西北地区の生徒指導関係の部会長も務めて、今回初めて参加させていただきました。今現場のほうでは、きちんとした統計ではありませんが、いじめ防止基本方針、各学校で策定したものに基づいて、いろいろ動き出しております。やはり以前に比べて、早期発見・早期対応、それから組織としての対応ということが、随分心がけられてきているなという感じがしております。それから高校長協会のほうでは、様々研修をしているんですが、その中から特に今年度は、不登校の生徒を各校で抱えているんですが、その不登校の負担が学校としては大きいという意見が出されております。それから先日、県の高教研の生徒指導部の大会が八戸で開かれたのですが、そこではネットの害ということをやテーマとした講演がなされました。先ほど有害図書の話もあったのですが、今現在ネットの害に対してどう対応していくのか非常に面倒な問題だと思うんですが、そのあたりを強く意識させられる講演の内容でありました。いずれにしても関係機関、それから地域保護者と連携しながら、日々の生徒を前向きにしていく丁寧な指導を心がけていきたいというふうに考えております。以上です。

○橋場委員：私立中学校・高等学校長会から来ました光星高校の橋場です。よろしく申し上げます。高校現場でやはりいじめに関してですが、一番問題になるのはいじめと認定するところが問題になるだろうと、そう思っております。特にドラマチックに例えば廊下とか教室でいじめってというのは、なかなかそういう現象ってというのは、ほぼもしかしたら無いのかなと思います。我々教員の目には、そういう殴ったり蹴ったりというような具体的なところは、もしかしたら目に届かないのかな、無いのかなと。どこが一番難しいかという、櫛引校長先生もお話しましたが、我々の眼の届かない携帯であるとかスマートフォンであるとかの誹謗中傷というようなところから、いじめが発生していること、これが先ず1点です。肉体的いじめではなくて精神的ないじめが発生するとそのことに関してはなかなか学校現場の教諭のところでは認識できないところがあると。

もう1点は、おそらく部活動だろうと思います。先ほども言いましたが、教室或いは廊下でドラマのように殴る蹴るというようなことは、ほぼないのかなって思っております。それで、部活動のところはどこが難しいかという、例えば、「はい。腕立て伏せ100回やりましょう」となったときに、できない生徒がいる。この生徒をキャプテンを中心として頑張れと言う。すぐにはできませんから、できない者が急にはできませんから、頑張れ頑張れというようなところになると多少なりともプレッシャーになってくる。これは仲間内、部員同士においてはいじめなのか励ましなのか、というような細かい具体例ですが非常に現場にいる教員としては、難しいだろうなとそう思っております。この対策としては、丁寧な環境づくりだろうと思います。クラブにおいても、或いはホームルームにおいても教員と生徒の丁寧な環境づくりを目指して行かなければ、なかなかいじめと受け取る側の問題は解消されていかないのかなと、そんなことを思っております。今後ともよろしく申し上げます。

○田中委員：県の子ども会の指導員をしております田中と申します。子ども達中高生、小学校もそうなんですが、リーダー研とかいろんな研修会の指導に当たっているのですが、ここ数十年以来ですけど、

せつに感じるのは、子ども達がリーダー研とか研修会とか、他のレクリエーションの大会とかに参加する子がすごく少なくなって、それは単に学校の部活が忙しいとか、学校の関係の忙しいとかじゃなくて、別なところにあるような原因があるんじゃないかってすごく感じるようになりました。それで、私仕事で保育園の関係をやってるんですが、子ども達、青少年健全云々という大体学校の関係の子どもとか17、8歳とかね。そういう子ども達に目がいきやすいっていうか、そういう関係が意識されるような気がしてたんです。でも、今最近思うんですけど、幼児教育ってすごく大事だって最近思っています。保護者の考えとか子ども達今5、6歳でもインターネットでも何でもやっていますので、そういう関係とか、そういうことが例えば小・中・高のいろんな団体とかいろんなことに参加する意識とかっていう、そういうことがすごく影響を及ぼしてくるんだなと最近すごく感じるようになりました。ですから、やっぱり幼児教育からずっと若いお母さんお父さんとかの保護者の意識とかいろんなことを私達は1つだけ見るんじゃないくて、根本的ないろんなものを見ながらじゃないと駄目なんじゃないか、解決には絶対ならないなと最近切に感じております。以上です。

○佐藤委員：青森県PTA連合会の佐藤です。所属は青森市PTA連合会の副会長をしております。私は子どもが4人いるので、長年PTAのほうは、切れ間無くさせていただいております。ここ十数年、十何年の間でも、児童生徒の減少はすごく大きく感じております。それに伴い役員をやってくださるお母様、お父様方の確保がすごく難しくなってきました。そういった中でもやっぱり人と人との繋がりがあってというのはとても大事なことと思っていて、情報化社会ですけどもやっぱり面と向かって話し合うことの大切さは痛感しております。今回、いじめ部会のほうも兼任させていただきますけども、こちらのほうも長年のPTA活動から、親の立場、PTAの立場として、ちょっと意見お役に立てればいいなと考えております。よろしく願いいたします。

○山口委員：皆さんこんにちは。青森県民会議委員の山口です。所属は青森県地域活動連絡協議会の母親クラブです。私達の団体は児童の健全育成を目的としていまして、県内3市において、年3回から5回ぐらい研修会を開催しています。それで、今年度から初めての試みなんですけども、虐待の防止活動といたしまして、心のつぶやきということとグループ討議をまたそれに力を入れるようにしてきました。今回、図書類等部会委員をまた務めますのでよろしく願いしたいと思います。よろしくどうぞ。

○今井委員：こんにちは。私は今井と申します。県更生保護女性連盟において、会計事務を担当しております。更生保護女性会は放っておけない精神をもって各施設、刑務所、少年鑑別所、自立センター未来において支援を行っております。また図書類等部会において4年になりますが、子ども達に良い本をと思って、必死な思いで選んでおります。また、地区においては、民生委員児童委員の会長をしております。また、地区には不登校の子小学校2年生から今中学校3年になりますが、まだ登校できない子がおります。すごく心が痛んでおります。またつい最近ですが、受験生の中学校3年生の女子から、言葉のいじめを受けているという相談を受けて、中学校のほうと連携を取りながら、対処しております。そしてまた、父子家庭、一人親ですね。その子ども達の見守り、あと支援活動をずっと22年から継続しております。一人でも私達地区には明るい子ども達でありますことを願っております。以上です。

○桑田委員：桑田といたします。よろしく願いいたします。私は少年指導員として遊技場などの立ち入り調査に参加しまして、そこが18歳未満の入場制限の看板を掲げているのかとか、そこで働いている労働者名簿の確認などの活動をさせていただいております。少年補導協力員としては、万引き防止とか自転車等の盗難防止のために市内の各地を巡回活動に参加させていただいております。それから、青少年健全

育成推進委員としては、先ほどから話題になっております有害図書等の販売状況を各店舗に入りまして区分陳列されているかどうかというようなことを確認調査し、県のほうに報告する仕事などもやらせていただいております。その他、学校評議委員としても地域に参加しておりますが、やっぱりこのいじめの防止のための組織作りというのは、学校でも大変な労働力になると思うんですけども、私達の地域にはそういういじめとか、不登校の子ども達も少ないというように言われていますけど、そういう意味では地域性というものを、すごく大事だなと感じるこの頃です。よろしくお願いいたします。

○平間委員： はちのへ未来ネットの平間と申します。よろしくお願いいたします。私達のNPOは元々1つのネットワークでして、八戸市の子ども達のために活動している団体と人が繋がったネットワークで、1つのNPO立ち上げました。現在「はっち」の中の、こどもはっちという支援センターを受託運営しております、就園前のお母様達、お父様達の支援策、小学生・中学生の居場所、今その支援センターをフル活動しまして、高校生の居場所作りをボランティアを中心として市内の高校生が任意で80人くらい登録しまして活動しております。また、私の団体の中には早くから不登校問題を取り上げていた団体の人もおりますので、ほんとに0歳児からニートまでの問題を幅広く関連性を持たせながら、活動しています。地域では昨年まで学童のほうの児童館の館長をやらせていただいております、今、学童のほうの子ども達の対応も学校と連携しながら、非常に重要にしていかなければいけないと感じています。学童は直に親御さんの家庭をのぞける場合もありますので、虐待であったり、ニート不登校に繋がる子どもを早期発見できることでは、まだまだ注目されてない現場であるので、そういう面でも、健全育成の面でも注目して欲しいなと思っています。先ほど幼児教育のお話も出ましたが、私達は幼児教育に関わるほんとに生まれたての赤ちゃんのお母様たちと接する機会が多いんですが、地域で見守りというよりも、ほんとに見守り続けることが地域で子どもを育てることだと実感しております。0歳児のお母さんは地域のサロンに集まって、学童になり戻ってきて、中学校くらいまでは何か問題があると支援ができるんですが、地域の間も高校になったとたん追うことがなかなか難しくなります。そういう意味では、広い面でやっている高校生の居場所作りをもっともっと地域に落とし込みをして、地域単位で子供たちを見守ることができたら、すごくいい、八戸ならではの支援ができるのではないかと、広く健全育成のほうに役立てていければと思います。どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

○石橋委員：石橋です。八戸学院大学の教職活動を中心とした、授業も担当しております。元々社会教育が専門ということもありますし、もう1つは子どもの権利ですね。そういったものを主に扱って参りましたけれども、今、子どもの居場所という問題も出たんですけども、個人的には青森県で初めてになるのでしょうか。民間の学童保育アットホームっていうのを主催しておりました。いろんなものの狭間にある福祉とか教育とかいろんなものが関わってくる分野ですし、そういう子どもの居場所作りという観点で、そういったことの活動の記録をちょっとまとめたりもしておりました。その中で、私が最近一番大事な事として、子ども全体に関わる共通項として考えることは、1つは特に日本に特徴的だと思うんですけども、子ども達の自尊感情とか自己肯定感とか効力感とか言い方をするんですけども、その自己効力感というものの、どうすればできるのかと、或いはそれがいつ培われることになるのかということについて、現在いろいろ調べております。そういう特に日本の子ども達が如何にしてエンパワーメントっていうか、力、元気を着けていくのかということをごすね。ですから、学校でいい子どもであってもすごく自尊感情が低い子ども達が沢山いるんですね。或いはちょっと元気が無いようでも、自尊感情が程々だという子どももいます。そのあたりの部分を含めながら、我々はともすれば、表面だけ見ちゃうんですけども、本当に底に流れている部分を掴み取っていきながら、如何にして子ども達を育てていくのかっていうことを考えていくのが大事ではないかと思っております。で、やはり問われているのは大人

だという感じもするんですね。いろんな橋場先生から部活動の件も出ましたけれども、やはり指導者もそうです。大人がどう関わっていくことによって、やはり子ども達というのには大きな影響があるような感じもします。また皆さんとともにいろいろと考えて行きたいと思います。よろしくお願いします。

○船木委員：青森大学の船木と申します。よろしくお願いいたします。私は大学で、1つは社会福祉の専門教育を担当しております。それと併せて研究テーマとしては、1つは精神保健福祉を中心にしたテーマと、それから、ソーシャルスキルズトレーニングという対人関係コードをより良くするいわゆるコミュニケーション技術や問題解決能力を高める身に着けるといふトレーニングを専門に行っています。もう1つは、自殺対策研究ということで、今青森県の自殺の状況を調査させていただいてるところです。特にソーシャルスキルズトレーニングという部分でいいますと、最近は精神科病院や施設等関係のお手伝いをさせていただいておりますし、それから重点目標に出されていますけど、ニート・フリーターという部分でいいますとジョブカフェ等を含めて、お手伝いをさせていただいております。それから、障害のある子ども達には情緒障害児やそれから障害施設、知的障害・発達障害・精神障害を含めたトレーニングを担当させていただいております。それから、非行犯罪防止ということでは、いわゆる更生教育・更生保護、今担当させていただいているのは、青森刑務所、函館少年刑務所、それから盛岡少年刑務所、それから青森の更生施設のトレーニングを担当させていただいております。それから、家族の問題でいいますと、基本的には研究としましては家族心理教育ということで、とりわけグループワーク集団療法を応用した形で、力をつけていただくと。今、石橋先生がお話ありましたように、基本はグループワークや個別援助というところを含めて行っておりますので、自己肯定感をその活動の中で身に着けて欲しいというのが1つのトレーニング方法として実証させて検証させているところです。私の基本のベースはソーシャルワークですので、そこの部分の絡みでこの今回は青少年健全育成というところは非常に私自身の意見としてお聞きいただければありがたいというふうに思っていますし、とりわけ教育の分野はスクールソーシャルワークの部分も非常に位置づいてくるだろうということも含めてあるかと思っておりますし、全般的に保健医療、福祉教育、司法、労働、そういう全般的な中で青少年の健全育成ということを検討していければいいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○栗林委員：今回から、新任ということで、現在の所属は県立つくしが丘病院の副院長をしております栗林と申します。元々精神科医なんですけれども、子どもの精神科をやるために精神科医になりました。それで、つくしが丘病院では、児童新規外来というところを担当しております、ただ県立の病院で、副院長になりますと、認知疾患センター長というのになります、共通のテーマは家族ですかね。家庭の機能が明らかに低下してしまうとどうにもならないだろうと思っています。そうすると最後に残るのは学校かなと思っています。10月1日からは子どもセンターという所で、多分、野呂先生とかにお世話になると思うんですけど、現場で、特に義務教育課程で小・中ですかね。そこの中に入って行って如何に子ども達を特に問題行動のある子ども達を抱えられるかどうか、そしてまた、学校で抱えられない人達を地域でどうやっていくかってことをやっぱり考えていかないと、大変なことになっているなという感じがしています。以上です。

○田村委員：弁護士の田村と言います。青森市役所の斜め向かいのビルで弁護士事務所をやっています。我々の弁護士活動というのは、少年事件ということで、ほとんどが犯罪を犯した少年の付添い人活動ということになります。大体が家庭環境が悪いのか、或いは精神障害というケースが多いかなと思います。本人自体は会ってみるとすごく素直な少年であることが多くて、昔のような極悪というような雰囲気の子にはほぼ出会ったことが無いと思っています。最近はずごく少年事件も減っています。刑事事件自体

も激減しているのです、少年の付添い人活動というのも少なくなってきているんですけども、替わりに相談を受けることが多くなってきたのは、親から、いじめを受けたので学校の校長先生と話したいと、それに付き合ってくれという、そういう相談が多くなってきました。原則として、ちょっとそれ弁護士がでていく問題なのか、我々出て行って何か解決するのかなと思うのですが、「子どもの人権問題なんです」と言われ、1、2回校長先生とお話し合いをしに行ったことがあります。我々としては、出しゃばって行って、何か出来るとはあまり思っていないで、例えば、いじめかどうかの事実認定をして欲しいとかと言うのであれば、ちょっと御協力できるのではないかなと思うのですが、依頼されて仲を調整するというのは、いじめ問題では精一杯かなと、あとはやっぱり学校・家庭・社会の中でどう解決するのかなというのが、基本路線だろうと思っています。そういうことで、そういう役割として、今後この審議会の中で、頑張っていきたいと思っています。よろしくお願いします。

○高橋委員：臨床心理士の高橋育子です。よろしくお願いいたします。臨床心理士は、今まで、医療とか福祉とか教育の現場で、働いていたんですけども、今、産業カウンセラーということで、産業界にもいろいろな問題があって、うつ病の対策とか、そういうことで産業界のほうでもお手伝いさせていただいています。私は、八戸に居りまして、数年前に八戸市で教育委員会にも所属しているんですけど、1年間で7人の子どもの命が奪われたというちょっと悲惨な事件が相次いだ時がありまして、その時に緊急支援ということで、緊急支援対応で現場に出向いて、学校をサポートし、地域をサポートしました。その時に考えたことは、八戸市の場合だと、次から次にいろんな事件が起こったので、そこにいる仲間達と一緒に、あと臨床心理士会と一緒に検証をやりました。また、いろんな事件が起こりますと、学校自体が被害者となり予想外のことが起こりますので、当事者能力をなくしてしまいます。そこにマスコミが殺到しますので、そここのところの仕分けとか、お手伝いってことがやはり大事だということを感じました。そこで、福岡県の臨床心理士会が、今までの事例を集めたマニュアルなんですけども、そういう対応策のテキストをつくりましたので、それを基にして、研修を続けていました。その時に思ったのは、八戸市とか臨床心理士会とか部分的なことではなくて、県全体として取り組む、福岡県とか山口県とか、特に静岡県だったかな、CRTって言いまして、クライシス・レスポンス・チームといって県の中にそれがあっていいですね。それで、県の中で何かが起こったら、例えば、むつでも下北でもどこでも県内で起こったらそこにCRTチームが3日間緊急支援をするというのがありまして、それをちょっと立ち上げたいなと思いましたが、道半ばでそのことはできませんでした。今回八戸市の高校生の事件が起きたので、できましたら県でCRTを立ち上げていざというときには3日以内に臨床心理士なり、教育委員会の方達と一緒にその現場に行きましてね。いろんなサポートをする。保護者の方達がほんとに心配なんですよね。自分達が知る前にラジオ・テレビで報道されるってことで、情報のほうが先行しちゃった場合にすごく不安感が増大しますので、そここのところをきちっと真実を伝えるとか、遺族の心情も図りながら了解も得ながら、やって行くってことすごく大事なんだと、今また、前のことも思い出しながら、提言していきたいなと思っています。以上です。

○鎌田委員：青森市の鎌田和子です。よろしくお願いします。私はかなり前の話になりますけれども、第2回の青森県青年の船に参加しました。その青年の船をきっかけに、青少年団体に加えていただいたり、様々な活動を経験しました。そうやって様々な人と付き合うことで、ほんとに良い経験をしましたし、ほんとに私の青少年時代というのは、良い時代だった。ほんとに恵まれていたなと思っています。今の青少年の人達っていうのは、このように職場を離れた付き合いっていうのが、どういったものなのかといったことが気になりまして、この審議会に申し込みました。先ほどから、いじめの話をしていいますが、いじめというのは学校だけの話ではなくて、職場でも今ではパワハラとかセクハラとかそういつ

た形でのやはりいじめというのは、大人になっても続いていると思います。続くと思います。そういったことから、やはり様々な人との付き合い方の技術っていうのをやっぱり学ぶ機会っていうのが必要なのではないかと考えます。また、話は変わりますが、私の趣味の1つは本を読むことです。本を読むよりもどちらかといえば、図書館に行ったり、本屋の棚を眺めていることが多いんです。先ほど子どもに読ませたくない本ほどよく目立つと言ってしまいましたけれども、実はやはり青森県発信の本でも、全国に広めたいなという本は、少なからずあります。そういったことに対して、皆さんと話し合っ、それで私自身も考え方を広げて行きたいと思います。よろしくをお願いします。

○松本委員：こんにちは、私は六ヶ所村でも一番北の端にある泊村に住んでおります松本としです。隣村はすぐ東通になります。仕事は小さい手芸店を営みながら、編み物教室をやっております。村内の読み聞かせサークルに入っており、小学校や放課後塾などでボランティアをしております。また、泊婦人会の会長もしております。今、少子化、夢や希望を持っている将来ある子ども達が事故や犯罪に遭わないように地域の一人として見守り手助けしたいと思い、また前に、男女共同参画で勉強もしていましたので、今回公募させていただきました。未熟ですけどもどうぞよろしくお願いをいたします。

○議長：はい。ありがとうございました。

最後になりますが、私は、教育学部で教員養成に関わっております。学生によく言うんですが、今、なかなか教員になるのも大変な時代で、どちらかと言うと実践的に現場で即戦力になるように、いろんな授業技術、スキルのほうに走ってしまいがちなんですけれども、やはり教師は授業がうまいだけでは、教師としてはやって行けないんじゃないかなってことを話しております、私のゼミとかサークルでは、ちょっと躓いた子どもがいる施設の学習支援に行ったり、或いは一人親家庭の子ども、今、貧困の格差ってこともありますけれども、学習支援のボランティアなどをやりながら、学生と一緒に今の子どもを取り巻く状況についていろいろと話し合ったりしているところでございます。皆さんのお話の中で、とても印象深かったのは、やはり子どもの、青少年の健全育成ということではありますけれども、それは、裏を返せば子どもが身を置いている家庭の状況もまた大変だからいろんな問題が出てくるんだろうなと。また、子どもの支援というのは、同時に家庭の支援もやっぱりしていかなければならないのかなというふうなことを、感じて聴いておりました。また、子どもの健全育成を阻害する要因をやっぱり除去して行くっていうのは、当然ですし、また、今躓いてる子どもを救済するということも、それはもちろん大事なんですか、やはり健やかに育む、それを促すような、促進する要因を青森という中には沢山いろんな要素、文化とかあると思いますので、そちらのほうを拡大していく、推進して行くっていうことも併せて大事なんだなということを、皆様の活動の御紹介の中から感じたしだいです。今後とも、御提案・御意見いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、今日の予定した案件終わりましたので、進行を事務局にお返しいたします。

○司会：宮崎会長、委員の皆様、どうもありがとうございました。皆様からいただきました御意見・御提言につきましては、今後の取組の参考にさせていただきたいと思っておりますので、引き続きお力添えの程、よろしくお願いしたいと思います。

本日は、誠にありがとうございました。